平成３０年（フ）第９号
名古屋市名東区社が丘４丁目906番地の２（パークノヴァ社ヶ丘201号）、前住所愛知県みよし市三好丘緑１丁目10番地３（シャルマンセナ201号）
債務者　内田　正博
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後３時５分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
愛知県豊田市聖心町２丁目56番地５
債務者　大嶋　匠
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１６７号
横浜市都筑区早渕１丁目19番36号　Ｃ－２
債務者　小島　秀暁
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　康広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３号
長野県佐久市長土呂549番地11
債務者　森泉　敦
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森泉　邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第４号
長野県佐久市横根786番地２
債務者　遠藤　光
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森泉　邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第５号
長野県小諸市丙625番地51
債務者　饗場　勝廣
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森泉　邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第１１９号
名古屋市南区中江２丁目９番８号　レジデンス中江101号
債務者　北山　悦子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５１号
愛知県春日井市浅山町４丁目４番57号
債務者　鮮魚シモザワこと　下澤　里美
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿倉　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０７号
岐阜市長良3043番地６　（セーラムシティ307号）、前住所岐阜市福光東２丁目３番２－101号　（グリーンハイツ福光）
債務者　内田建創こと　内田孝一郎
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　善明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第７号
三重県松阪市久保町907番地６
債務者　西井　清和
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　大河
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
津地方裁判所松阪支部

平成３０年（フ）第３２号
愛知県岡崎市竜美中１丁目２番地　三菱自動車岡崎第二菱風寮、住民票上の住所愛知県豊橋市浜道町字桜33番地の26
債務者　福井　高広
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　和香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２７号
岐阜県各務原市那加官有地無番地　（自衛隊飛行開発実験団内）
債務者　竹井　一将
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第５号
北海道苫小牧市柏木町３丁目１番２号　サウスワード柏木105号
債務者　伊藤　一郎
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第１２号
北海道苫小牧市拓勇西町８丁目１番26号　拓勇ドリームⅠ　102
債務者　鈴木　沙織
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第２号
長野県佐久市猿久保451番地20
債務者　小松　竹雄
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第５号
三重県名張市南百合が丘86番地
債務者　吉井　貴子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
津地方裁判所伊賀支部